

日医発第 1045 号（情シ）

令和 6 年 9 月 19 日

都道府県医師会長 殿

郡市区等医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 松本 吉郎

（公印省略）

医師会会員情報システム MAMIS の周知依頼（更新）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会で構築を進めてまいりました日本医師会新会員情報管理システム MAMIS ですが、名称を「医師会会員情報システム MAMIS」（以下、「MAMIS」）と改め、本年 10 月 30 日（水）に公開する運びとなりました。

貴会におかれましては、役員をはじめ事務局の皆様、陰に陽にご協力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

MAMIS が実現する会員の利便性向上や医師会事務局の業務負担軽減は、医療界に劇的な変革をもたらすとともに、医師会の組織率・残留率の向上にもつながるものと確信しております。

本件の趣旨を御理解いただき、別添資料をご活用の上、貴会会員のみならず、医師会未入会者、全国の医療機関への周知方、また移行データ作成につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

今月 19 日に同文書を発出したところでございますが、MAMIS の利用規約と個人情報の取扱につきまして、資料を取りまとめたので、追加でお送りいたします。

以上

【別添資料】

- ・移行データの作成について （一部修正）
- ・MAMIS 周知用リーフレット （修正なし）

- ・利用規約と個人情報の取扱について （新規追加）

*文書管理システム「お知らせ」の欄、MAMIS 情報共有サイトへ関係資料とともに掲載いたします

令和 6 年 9 月 26 日

MAMIS 移行データについて（更新）

<はじめに>

各医師会ごとの会員情報を MAMIS へ投入いたします。

会員データを以下の要領でご準備くださいますようお願い申し上げます。

各都道府県医師会ごとに提出方法や期限を設けている場合は、その取り決めに従ってください。都道府県医師会が取りまとめるケースでは、会員データは都道府県医師会へご提出ください。

○対象 : 2024 年 10 月 1 日時点で入会中の会員のデータ

日医まで入会していない会員のデータも移行対象です

* 各都道府県医師会担当者へ日医会員データをご参考までにお送りいたします

○提出期日 : 10 月 15 日(火)

○提出用入力シート(Excel) : 「基本項目フォーマットチェック【日医提供用】

20240919」

○提出先 : 日本医師会会員情報管理システム運営事務局(以下、運営事務局)

inquiry@mamis.med.or.jp

* このアドレスに直接データを送らないでください

○提出方法 : 移行データが完成しましたら、運営事務局へメールしてください。その際、①医師会名、②データの件数、③担当者様名、④メールアドレス、⑤お電話番号をご記載ください。ファイル名は、以下のように命名してください。

医師会コード_医師会名_提出日 yy/mm/dd

例) 13_東京都医師会_241015.xlsx

④のメールアドレスにデータ提出用の URL をお送りします。

* 詳細は、「MAMIS 移行データの提出方法」をご覧ください

* 各都道府県医師会に取りまとめて提出する場合は、各医師会から運営事務局への個別のデータ送付は不要です

＜データ作成にあたっての注意事項＞

- ① 移行テンプレート(Excel シート)の行・列を変更しないでください
- ② 簡易的なチェック(必須入力チェック、半角項目に全角が含まれていないかチェック、桁数チェック)を行います。
- ③ 入力する場合は、「申請区分」から入力を行ってください。「申請区分」が未入力の行は入力チェックが行われません。今回はすべて「入会」と入力してください。
- ④ データ貼り付けで登録する場合は、「書式なし」で貼り付けをお願いいたします。特に EXCEL 形式からコピーする場合にはご注意ください。

- ⑤ 氏名の漢字は、厚生労働省の「医師等資格確認検索」*で表示される漢字を正といたします。現在、外字を用いている場合は、そのまま入力してください。変換できずに“● ” “?”と表示される場合は、そのままとし、備考欄に「外字」と入力してください。

*: 2年に一度、12月31日現在における業務従事状況等について、厚生労働大臣や都道府県知事へ届出いただいている情報を検索できるシステムで、届出を行わないと氏名等が原則掲載されません

- ⑥ 日付項目が不明な場合、仮の日付を登録してください

入会年月日・医籍登録日は“1900/04/01”、生年月日は“1900/01/01”、

卒業年月は“1900/03” など

- ⑦ 移行項目の個別の説明につきましては、「データ移行用項目一覧」をご参照ください

以上

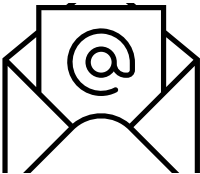
＜担当事務局＞

日本医師会情報システム課会員情報室

谷口・久保田・若井

jmamem@po.med.or.jp

TEL03-3946-2121



※ admin@sharestage.com からのメールが受信できるように設定をお願いします。

- 移行データが完成したら、MAMIS運営事務局（以下、事務局）にメールでご連絡ください。その際、データの件数と本件に関するご担当者様の連絡先をお知らせください。
連絡先 inquiry@mamis.med.or.jp
- ファイル名は、以下の規則で命名してください。
医師会コード_医師会名_提出日YYMMDD
例) 13_東京都医師会_241010.xlsx
1311_千代田区医師会_241015.xlsx



- 1で送信いただいたメールアドレス宛に、データ提出用のURLをお送りします。
- メール内のURLをクリックして、提出用ページにアクセスしてください。

※ URLの有効期限は1週間です。お早めにご提出ください。



- パスワードに以下を入力してください。

Welcome_4649

※ 最初のWは大文字です。
- Loginボタンを押下してください。



- ページ下部の「ファイルをこちらにドラッグ＆ドロップしてください。」と記載されたエリアに、移行データをドラッグ＆ドロップしてください。

www.sharestage.com の内容

思い当たる節が無い場合や合言葉が違う場合にはファイルを送信する前に依頼者に確認してください。
ファイルをアップロードしますか？

OK

キャンセル





- 確認メッセージが表示されますので、OKボタンをクリックしてください。
- 「1個のアップロードが完了しました」と表示されましたら、提出完了です。

ワンタイムアップロード

ドラッグ&ドロップ

1ファイルずつ指定

依頼者

: MAMIS 運営事務局

依頼日

: 2024/07/17 17:39

期限

: 2024/07/18 17:39

件名

: [Bizストレージ ファイルシェア] ファイル送信のお願い

コメント

: ご担当者様

MAMIS運営事務局の●●です。

平素は日本医師会 会員情報管理システム【MAMIS】への移行にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

貴会が作成されました移行データの、提出先ページをご案内させていただきます。上記のURLよりご提出ください。

今後とも日本医師会 会員情報管理システム【MAMIS】にご愛顧を賜りますよう、直しくお願い申し上げます。

※ URLの有効期限は1週間となっておりますのでお早めにご提出をお願いいたします。

※ このメールの内容に見えない方は、お手数ですが破棄いただきますようお願い申し上げます。

本メールについてのお問い合わせ先：

日本医師会 会員情報管理システム移行事務局

TEL 0120-110-030 ※ 受付時間 年末年始を除く平日10:00-18:00

MAIL inquiry@mamis.med.or.jp

※本メールアドレスは送信専用です。ご返信いただいても回答いたしかねます。

合言葉

: MAMIS

一度にアップロードできるファイル数は最大10個です。合計容量は511.9MBまでです。

アクセス通知メールの設定

相手の方が7日以内にファイルをダウンロードすると、通知をメールで受け取ることが出来ます。

☐通知を受け取る ☒通知を受け取らない

※ドラッグ&ドロップをすると直ちにアップロードを行います。扱うファイルにはご注意ください。



ファイルをこちらに
ドラッグ&ドロップしてください。





医師会会員情報システム

**MAMIS は、医師会員 及び
研修などに参加する非会員が利用できる
Webベースのシステムです。**

特に、これまで書類で行ってきた入会・異動等の手続きを
Web上で行うことで、先生方の手続き負担を軽減します。

2024年10月30日公開

全ての医師会員が 対象です

郡市区等医師会（地区医師会）～日本
医師会まで、全ての医師会員が、システム
の利用対象となります。

加えて、日本医師会の研修制度をご利用
される非会員の医師も対象となります。

日本医師会

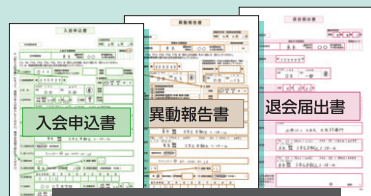
都道府県医師会

郡市区等医師会

Webで諸手続きが できます

現在の日本医師会が配布する複写式届出
用紙は、2024年上期中に配布終了、2024年
末に受付終了予定です。

以降の住所変更等の手続きは、
全てMAMIS上で行えます。



2024年上期中に配布終了

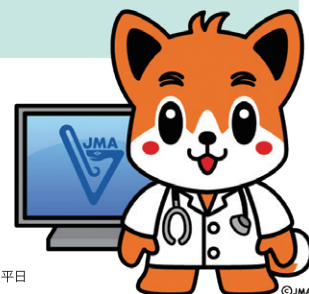
2024年末に受付終了予定

今後も機能追加等を継続し

会員のポータルサイトとして 改良を重ねます

サービス提供開始時は、医師年金や日医
医賠償特約保険の加入状況の確認等も
行えます。

今後、生涯学習、かかりつけ医機能研修の
申込・単位確認のほかに、認定産業医・認定
健康スポーツ医の申請手続きを追加予定
です。

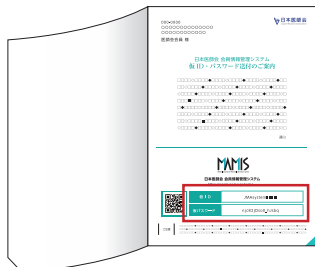


MAMISは、全国の医師会員のポータルサイトとしてご利用いただけます。

システムの利用は無料です

ご利用の流れ

1 医師会より ログインのご案内が届いたら



2024年9月時点で日本医師会員の方には、郵送で仮ログインID・仮パスワードをご案内いたします。日本医師会に未入会のその他の医師会員の方には、準備ができ次第順次郵送させていただきます。

2 ログインページにアクセスして 仮ID・仮パスワードを入力



郵送物に記載の仮ログインID・仮パスワードを利用してログインしてください。
(初回はメールアドレスの登録が必要です)

<https://mamis.med.or.jp/login/>

3 MAMIS をご利用いただけます!



入会 / 異動 / 退会申請を行うと、システムを通じて最寄りの医師会に申請が行われます。

※ 申請完了まで約2カ月程度を要します。

※ 最寄りの医師会の調べ方はコチラ
<https://www.med.or.jp/link/search.html>

主な機能

マイページ:ご登録情報の管理

医師が自らの登録情報を管理できます。

医師登録番号	200001
西暦登録日	2006/03/31
氏名	ニチイ タロウ
旧姓・旧名	ヤマダ タロウ
自宅現住所	山田 多郎 113-5621 東京都文京区本駒込3-26-16
TEL	携帯電話番号 090-0000-0000 TEL 00-0000-0000
FAX	FAX 00-0000-0000
生年月日	1984/10/10

所属施設名	横浜市立市民病院
ステータス	医師会
会員区分	A1
入会日	
退会日	

送付物の発送／停止、所属学会情報の管理等が行えます。

医師会	送付物名	送付先
▲▲▲都市区医師会	▲▲▲ニュース	その他 〒000-0000 道庁東江湾市番地956
日本医師会	日本医師会雑誌 (定期)	自宅現住所
日本医師会	日本医師会雑誌 (特別)	自宅現住所
日本医師会	日本医師会ニュース (定期)	施設所在地

日医医賠責特約保険、医師年金の加入状況が確認できます。

日医医賠責特約保険加入	有
医師年金加入有無	有

異動手続きの簡便化

新たな勤務先や所属医師会を選択・申請すると、自動的に該当医師会へ入会・退会申請を行います。

1. 該当する医師会を選択してください

2. 入会を希望する医師会と会員区分を選択してください

所属施設名:

地区医師会

医師会名: 〇 横浜市〇〇区医師会 選択してください

〇 横浜市〇〇区医師会 選択してください

〇 横浜市〇〇区医師会 選択してください

〇 横浜市〇〇区医師会 選択してください

研修管理機能 (2025年3月頃 追加予定)

医師の学習支援と取得単位の可視化、認定制度の申請や証明書発行を簡便化します。

- 認定産業医・認定健康スポーツ医関連機能
- 生涯学習関連機能 ●かかりつけ医関連機能



MAMISの最新情報はこちらから!

医師会会員情報システム
情報共有サイト

<https://member-sys.info/>



医師会会員情報システム運営事務局

お問い合わせ先

inquiry@mamis.med.or.jp

0120-110-030

受付時間:平日10:00~18:00
※土・日・祝日、年末年始を除く平日

日本医師会 会員情報室

jmamem@po.med.or.jp
(代) 03-3946-2121

受付時間:平日9:30~17:30
※土・日・祝日、年末年始を除く平日

日本医師会
Japan Medical Association

MAMIS 利用規約と個人情報の取扱について

<はじめに>

MAMIS の利用規約を制定しました。また、会員の個人情報につきまして、共同利用（個人情報保護法第 27 条第 5 項）という整理をしました。

<利用規約について>

MAMIS の初回ログイン時に、システムの利用規約が表示され、利用に同意いただく流れをとります。

利用規約には、目的や MAMIS の利用、個人データの共同利用、禁止事項などを明記しています。

<共同利用について>

MAMIS が全国の医師会会員情報を取り扱うことについて、会員本人に改めての再同意が必要か弁護士（システム利用規約を専門とする弁護士、当会の顧問弁護士）に確認いたしました結果、すでに取得済みの会員情報を特定の関係者、この場合は日本医師会、都道府県医師会、郡市区等医師会、地区医師会の各階層で共通して入会している会員情報を共同して利用することについては、第三者提供にあらず、改めての本人同意が必要ないことを確認いたしました。

共同利用では、次の①～⑤の情報をあらかじめ本人に通知、もしくは本人が容易に知りうる状態に置く必要があります。

- ① 共同利用をする旨
- ② 共同して利用される個人データの項目
- ③ 共同して利用する者の範囲

④ 利用する者の利用目的及び

⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

本人が容易に知りうる状態とは、Web サイトへの掲載や医師会館の掲示板などに張っていただくことで要件を満たせることも確認しています。

Web サイトへの掲載用、掲示板用の資料につきましては、準備でき次第、改めてご案内いたします。（日医ホームページに掲載し、自医師会のサイトから日医の該当ページに遷移するバナーを設置いただけるよう準備中です）

以上

＜担当事務局＞

日本医師会情報システム課会員情報室

谷口・久保田・若井

jmamem@po.med.or.jp

TEL03-3946-2121

医師会会員情報システム(MAMIS (マミス) : Medical Association Member Information System) 利用規約

ver1.00 2024 年 9 月 24 日

この規約は、以下定めるとおり、公益社団法人日本医師会（以下「本会」）と、本会が提供する医師会会員情報システム(MAMIS (マミス) : Medical Association Member Information System) に関するサービス（以下「本サービス」）を利用する本会会員、都道府県医師会会員、郡市区医師会会員、職域医師会会員（大学医師会会員を含む）、地区医師会会員（なお、本会、都道府県医師会、郡市区医師会、職域医師会（大学医師会を含む）、地区医師会を総称して、以下「各医師会」）、各医師会の定める事務担当者、各医師会が運営する研修会の参加者・運営者並びに日本医学会・医学会分科会関係者（以下、本サービス利用者を総称して「利用者」）との間における本サービスのご利用に関する規約（以下「本規約」）を定めるものです。

第 1 条（本規約の目的）

本規約は、本サービスにおける個人情報の範囲・利用目的、個人データの取扱い、本サービスを利用するために必要な利用事項、注意事項等を定めることにより、利用者が本サービスを円滑に利用することができるよう定めるものです。

第 2 条（本サービスの利用にあたっての利用者の責任）

1. 利用者は、本規約の定め及び別途本会が指示する利用方法に基づいて本サービスを利用することとします。
2. 利用者は、本サービスによって取得した情報及び本サービスにログインするために必要なアカウント情報（以下「アカウント」）を、自らの責任で適切に管理することとします。
3. 利用者が、従業員その他利用者のために本サービスを利用する者（以下「補助者」）にアカウントの利用を許諾するときは、利用者は、補助者が本サービスによって取得できる情報やアカウントを適切かつ安全な方法で管理すること、及び補助者が第 6 条で禁止する禁止事項に抵触する行為を行わないことにつき、適切に監督するための措置を講じるものとします。特に、補助者が退職等によりアカウントを利用する正当な権限を有しなくなったときは、パスワードの変更その他適切な措置を講じるものとします。
4. 利用者は、利用者が所属する各医師会等の会則、規則、細則、その他規定や指示に従い、本サービスを利用するものとします。
5. 利用者は、本サービスが、本規約で定める各医師会等の業務でのみ利用されるものであることを理解し、本サービスにより取得できる一切の情

報について、営業活動その他本規約で定める以外の目的で利用したり、本サービスのシステム等（本サービスのマニュアル資料等も含みます）を不正に複製する等しないこと等を誓約します。

6. 利用者は本サービスのご利用をもって、本規約に同意をしたものとしします。

第3条（利用者の本サービスの利用）

1. 利用者が、本サービスを利用するに際して必要なすべての機器、機器の準備に必要な手続き、通信費をはじめ本サービス利用のためにかかる諸経費は利用者が負担するものとします。
2. 各医師会等が、本サービスにより利用者に対し通知をする場合、利用者が本サービス登録の際に登録した住所への郵送、電話番号への連絡、メールアドレスへの通知又は本サービスの画面上に表示する方法で行うものとし、利用者は、かかる方法により各医師会等から通知を受けることを同意するものとします。

第4条（本サービスが扱う内容・個人情報等）

1. 本サービスが取り扱う内容は別表1に記載する通りとします。
2. 本サービスが取り扱う個人情報は別表2に記載する通りとします。
3. 本会における当該個人情報に基づく個人データ（以下「個人データ」）の管理、利用については、「日本医師会個人情報保護方針」、「日本医師会個人情報保護規定」、「日本医師会個人情報取扱細則（会員情報室）」および関係法令に基づき行うものとします。

第5条（各医師会が扱う個人データの共同利用・業務委託等）

1. 個人データのうち、別表2に掲げるものについて、以下に掲げる利用目的において、本会以外の各医師会、各医師会が運営する研修会の運営者並びに日本医学会・医学会分科会と共同利用を行うこととします。
 - 1) 各医師会にそれぞれ所属する会員の入会・異動・退会履歴の管理
 - 2) 会費徴収に関する業務
 - 3) 刊行物の発送、会員への医師会活動に関するお知らせ、各種アンケートの送付
 - 4) 日本医師会生涯教育制度に関する業務
 - 5) 日本医師会医師年金制度運営に関する業務
 - 6) 日本医師会認定産業医制度および日本医師会認定健康スポーツ医制度に関する業務
 - 7) 日医医賠償特約保険を含む日本医師会医師賠償責任保険の運営に関する業務

- 8) 本会ホームページメンバーズルームのアカウント作成
 - 9) 都道府県医師会、郡市区医師会、職域医師会(大学医師会を含む)、地区医師会との事業連携
 - 10) 個人を特定しない形で作成する統計情報
 - 11) 1)から 10)の行為を目的とした、発送業者、システム維持管理を行う業者に対して情報を提供する行為
 - 12) 別表 1 に掲げるサービス内容を行うのに必要な業務
 - 13) その他、本会の定款に掲げる事業
2. 利用者から取得した個人データの共同利用を行う内容は、本サービスのトップページに掲げる形で、利用者に周知するとします。
 3. 本会が、本サービスの委託を行うにあたっては、別表 1 に掲げる内容ないし本条第 1 項に掲げる目的で行うこととし、業務委託の内容および、業務委託を行う業者については、第 2 項と同様の形で利用者に周知することとします。
 4. 本会は、共同利用に関する個人データの管理に、最終的な責任を負うこととします。
 5. 各医師会は、本サービスの円滑な利用のために必要があると認めるときは、利用者のために必要な範囲で、本サービスの当該利用者のアカウントを利用して本サービスにログインし、本サービス上のデータ登録その他必要な処理を行うことができるものとします。なお、当該処理により、各医師会が行った操作の結果は、当該利用者に帰属するものとします。

第 6 条（禁止事項）

本サービスのご利用に際しては、以下に定める行為を禁止します。

- 1) 法令、裁判所の判決、決定、もしくは命令、または法的拘束力のある行政措置に違反する行為
- 2) 社会規範・公序良俗に反する行為、本会もしくは第三者の名誉権、人格権、プライバシー権、その他法令上もしくは契約上の権利を侵害する行為のほか、他人の迷惑となる行為
- 3) 他の利用者の使用するソフトウェア、ハードウェア等の機能を破壊するほか、妨害するようなプログラム等の導入を行う、もしくはこれらを試みる行為
- 4) 本サービスにかかるシステムないし関連するマニュアル等の複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリングを行うこと
- 5) 本会のサーバまたはネットワークの機能を破壊し、妨害する行為
- 6) 第三者に本サービスにかかる貸与、譲渡、担保の設定を行う行為

- 7) 本サービスが扱う個人データについて、法律、公序良俗に違反し、他人の権利を侵害するもしくは迷惑行為となるほか、営業活動や利用者独自の目的による利用、その他社会通念上不適切ないし不正な手段で利用する行為
- 8) 本サービスを利用した第三者に関する情報を不正に収集、蓄積する行為並びにこれらの情報を開示、提供、利用する行為
- 9) 利用者と関係がない他の利用者のアカウントを利用して本サービスを利用する行為
- 10) 本会関係者、利用者に成り済ます行為及びこれらの成り済まし行為を利用して、利益を得または損失を生じる行為および虚偽の情報を流布させる行為
- 11) 利用者の同意を得ることなく、アカウント、パスワードを入手する行為
- 12) 利用者の同意を得ることなく、アカウント、パスワードを利用、開示、提供する行為およびこれらの行為によって利用者の情報を得る行為
- 13) 本サービスを利用して、反社会的勢力に直接、間接に利益を提供する行為または協力する行為
- 14) 故意または重過失によって事実と異なる情報を登録、掲載する行為
- 15) 本サービスにかかるシステムないし関連するマニュアル等に含まれる知的財産権を侵害する行為
- 16) 各医師会の会則、規則、細則、その他規定に違反する行為
- 17) その他本会が不適切と判断する行為
- 18) 1)から17)のいずれかに当てはまる行為を援助、助長する行為もしくはこれらを準備する行為

第7条（本サービス提供の中断等）

1. 本サービスは以下に定める状況において、利用者への事前の通知なく、本サービスの全部または一部を中断することができることとします。
 - 1) システムの保守点検
 - 2) 当該システムのバージョンアップが必要なとき
 - 3) 地震、火災、洪水などによる天変地異、第三者による妨害行為、法令上必要な措置、またはこれに準じる行政からの命令および指導、内乱、外患およびこれらに準じる事態、その他の不可抗力によって通常の本サービスの業務を行うことが著しく困難な状況に陥ったとき
 - 4) 上記に定める行為の他、利用者の利便向上のほか、システム障害が生じることで起きる利用者の損害の防止といった、やむを得ない事情によるシステムの停止が必要なとき

2. 本会は、本サービスの維持管理ができず、又は本サービスの更新に過度な費用がかかる場合等、本サービスの利用を中止又は終了する必要があると判断した場合は、本サービスを中止又は終了することができるものとします。

第8条（本サービスの利用停止ないし終了）

1. 利用者が、次の各号に該当するときは、本会は、当該利用者に対し、本サービスの全部または一部について、利用を一時的に停止または終了することができるものとします。
 - 1) 利用者が本サービスの利用資格の前提となる各医師会等を退会または退職したとき、又は当該各医師会等から除名処分等を受けたとき
 - 2) 利用者が死亡したとき
 - 3) 利用者が、本規約の第2条または第6条に違反する行為をしたとき
 - 4) その他本会が、当該利用者について利用停止又は終了することが相当と判断したとき
2. 利用者は、前項の規定より、本サービスの利用の停止又は終了があった後も、本サービスにおける当該利用者のデータを消去せず、保存することに同意するものとし、また、本会が必要と認めるときには当該データを消去することに同意するものとします。

第9条（免責事項）

本会は以下の行為について生じた損害について責任を負わないものとします。

- 1) 本サービスを利用しないことによって生じたもの
- 2) 利用者が本サービスを利用するにあたって、利用者による不適切な本サービスの利用（第6条の禁止行為等に該当する行為に限らない）によって生じたもの
- 3) 第7条に定める中断等によって生じた事由により発生したもの
- 4) 本会の責めに帰すべき事由による損害で相当因果関係を欠くもの
- 5) 第三者が、本会の責めに帰さない事由で、利用者の個人データを入手したことによって生じたもの
- 6) 利用者およびその補助者によって申請された内容に基づき、本会が処理を行った事務およびその手続きによって生じたもの
- 7) 地震、火災、洪水などによる天変地異、第三者による妨害行為、法令上必要な措置、またはこれに準じる行政からの命令および指導、内乱、外患およびこれらに準じる事態、その他の不可抗力によって生じたもの
- 8) 利用者が契約する電気通信回線を利用した通信が正常に行われなかった

ことにより生じたもの

- 9) 利用者のコンピューター又はソフトウェアが、本サービスに適合せず、正常に稼働しなかったことにより生じたもの
- 10) 本サービスが、利用者のコンピューターからの問い合わせ又は処理要求に対し、一定時間内に応答しなかったことにより生じたもの

第 10 条（本規約の改定・環境条件）

1. 本会は以下の事項の際に、本規約を改定できるものとします。
 - 1) 本規約の改定が、社会通念上利用者の利益に合致するとき
 - 2) 本規約の改定内容が、規約の目的に反するものではなく、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更に係る事情に照らして合理性があると認めるに相当の理由があるとき
2. 本規約を変更する旨及びその内容、改定内容の効力発生日については、本会ウェブサイトに表示する方法によって、利用者に周知するものとします。
3. 本規約改定後に、利用者が本サービスを利用した場合、利用者は本規約の改定内容に同意したものとします。
4. 利用者が本サービスを利用するに際し環境条件は、本会ウェブサイトで掲載することとします。

第 11 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 準拠法は日本法とします。
2. 本規約に基づき、本会と利用者との間に紛争が生じた場合の管轄裁判所は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

第 12 条（知的財産権）

本サービスにかかる知的財産基本法第 2 条第 2 項に定める知的財産権（知的財産権を受ける権利を含む。また、著作権については、著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。）は、本会に帰属するものとします。

第 13 条（経過措置）

1. 本サービス開始にあたり、日本医師会旧会員情報システム(以下「旧システム」)で使用されている日本医師会会員の個人データに関する情報について、本サービスに移行する形でデータを管理することとします。本会は、当該データの移行に際し、利用者に旧システムに保管されているデータに基づく連絡先に、データを移行する旨を周知することとします。
2. 旧システムで使用された個人データの共同利用、業務委託に対する取り扱い、第 5 条と同様の形で行うこととします。

別表 1

- 1) 各医師会にそれぞれ所属する会員の入会・異動・退会に関する手続き
- 2) 日本医師会生涯教育制度に関する研修会の単位、証明書の発行
- 3) 日本医師会認定産業医制度・認定健康スポーツ医制度に関する研修会の受講履歴管理、単位、認定申請に関する管理および認定証の有効期限の確認、新規・更新申請
- 4) 日医医師年金の確認
- 5) 日本医師会医師賠償責任保険の加入状況の確認
- 6) 日医かかりつけ医機能研修制度に関する研修会の受講履歴管理、単位、認定申請に関する管理および認定証の有効期限の確認、新規・更新申請
- 7) 各医師会が主催する研修会受講者の受講履歴、単位、認定申請に関する管理
- 8) その他、各医師会が利用者との間で各医師会の会則等に基づく事務を行うに当たり、必要となるサービスの提供事項

別表 2

- 1) 氏名
- 2) 生年月日・性別
- 3) 連絡先及び自宅の住所、電話番号、電子メールアドレス
- 4) 医籍登録番号及び医籍登録日
- 5) 各医師会にそれぞれ所属する会員の会員区分、入会、異動、退会の加入状況
- 6) 出身校
- 7) 所属施設及び所属施設の開設主体、施設、業務
- 8) 診療科名
- 9) 別表 1 に掲げるサービス内容に関するデータ

日本医師会と日本国内の各医師会における個人データの共同利用について

以下のとおり医師会会員等の個人データを共同利用いたします。

(1) 共同して利用する個人データの項目

①氏名、②生年月日・性別、③連絡先及び自宅の住所、電話番号、電子メールアドレス、④医籍登録番号及び医籍登録日、⑤日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会、職域医師会（大学医師会を含む）、地区医師会（以上を総称して、以下「各医師会」）にそれぞれ所属する会員の会員区分、入会・異動・退会の加入状況、⑥出身校、⑦所属施設及び所属施設の開設主体、施設、業務、⑧診療科名、⑨各医師会の入会・異動・退会の加入状況に関する履歴、⑩日本医師会生涯教育制度に関する研修会、日本医師会認定産業医制度・日本医師会認定健康スポーツ医制度に関する研修会、日医かかりつけ医機能研修制度に関する研修会の受講者に関する情報、⑪各医師会が主催する研修会の受講者に関する情報、⑫日医医師年金の情報、⑬日医医賠責特約保険を含む日本医師会医師賠償責任保険の加入状況、⑭その他、各医師会が利用者との間で各々の医師会の会則等に基づく事務を行うに当たり、必要となる情報

(2) 共同して利用する者の範囲

各医師会と、各医師会が運営する研修会の運営者並びに日本医学会及び医学会分科会

(3) 共同して利用する利用目的

- ① 各医師会の入会・異動・退会履歴の管理
- ② 各医師会の会費徴収に関する業務
- ③ 各医師会刊行物の発送、活動に関するお知らせ、各種アンケートの送付
- ④ 日本医師会生涯教育制度に関する業務
- ⑤ 日本医師会医師年金制度運営に関する業務
- ⑥ 日本医師会認定産業医制度および日本医師会認定健康スポーツ医制度に関する業務
- ⑦ 日医かかりつけ医機能研修制度に関する業務
- ⑧ 日医医賠責特約保険を含む日本医師会医師賠償責任保険の運営に関する業務
- ⑨ 日本医師会ホームページメンバーズルームのアカウント作成
- ⑩ 都道府県医師会、郡市区医師会、職域医師会（大学医師会を含む）、地区医師会、日本医学会との事業連携
- ⑪ 個人を特定しない形で作成する統計情報
- ⑫ ①から⑪の行為を目的とした、発送業者、システム維持管理を行う業者に対して情報を提供する行為
- ⑬ 日本医師会が運営する医師会会員情報システム（MAMIS）のサービス内容を行うのに必要な業務
- ⑭ その他、各医師会の定款に掲げる事業

(4) 共同して利用する個人情報の管理についての責任者

MAMISを通じて取得した個人データは日本医師会、それ以外は取得した医師会が管理責任者になります。

日本医師会の責任者
公益社団法人 日本医師会 情報システム課 会員情報室長
東京都文京区本駒込2-28-16